

令和7年春の全国交通安全運動広島県実施要綱

1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

- (1) 令和7年4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 令和7年4月10日(木)

3 交通安全スローガン

『てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ』

4 運動重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路
交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



内閣府

5 運動の進め方

主催機関、団体、県、市町及び協賛団体は、相互に連携を密にして、それぞれの実情に即した実施計画を策定する。

地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育や街頭キャンペーンなどの諸活動を展開する。

各種広報媒体（ホームページ、SNS、広報誌など）を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開する。

所属の職員に対し、運動の目的を周知し、交通安全に関する情報を提供するほか、職員自身が交通法令を遵守し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

重点の推進項目

1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

(1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ア 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 「ゾーン 30 プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ウ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- エ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等の推進

(2) 歩行者の正しい横断方法の実践

- ア 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進



- イ 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進
- エ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- オ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

(1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ア 運転者に対して、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- イ 横断歩道等に歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

(2) ながら運転の根絶

ア 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進

イ 業務中のながら運転による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

(3) 飲酒運転の根絶

ア 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進

イ 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進

(4) 妨害運転等の防止対策

ア 妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進

イ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

(5) 高齢運転者の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進

ウ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知に加え、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発により自主返納を促す取組の推進

エ 毎月10日の「高齢者の交通安全の日」の取組と連動した広報啓発活動の推進

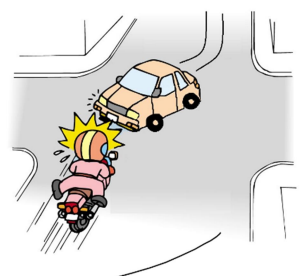


(6) 二輪車運転者に対する広報啓発

ア 二輪車の特性（不安定で死角に入りやすいなど）の周知及び顎紐は緩みなくしっかり締めるなど乗車用ヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進

イ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

ウ ペダル付き電動バイクは、原動機を用いずペダル等のみを用いて走行させる場合でも一般原動機付自転車又は自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車



用ヘルメットの着用義務等)が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

(7) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ア 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法に関する広報啓発の推進



- ウ 体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上の子どもへのチャイルドシート使用に関する広報啓発の推進
- エ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

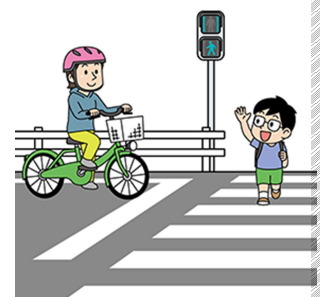
3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

(1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- イ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の促進
- ウ 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- エ 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- オ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進

(2) 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとった通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進



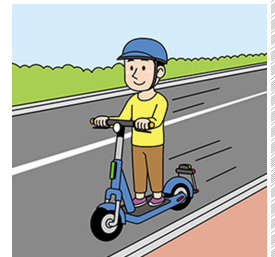
ウ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進

エ 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

ア シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

イ シェアリング事業者、販売事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進



「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

中央交通安全対策会議交通対策本部決定より

広島県交通対策協議会（31団体）

広島地方検察庁、中国運輸局、第六管区海上保安本部、広島労働局、中国地方整備局、広島県市長会、広島県町村会、広島市、広島県教育委員会、広島県警察本部、広島県環境県民局、広島県健康福祉局、広島県土木建築局（土木建築局長）、広島県土木建築局（都市建築技術審議官）、西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部、西日本高速道路株式会社中国支社、本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター、広島県道路公社、広島高速道路公社、公益財団法人 広島県交通安全協会、一般社団法人 広島県安全運転管理協議会、一般社団法人 広島県指定自動車学校協会、広島県交通安全母の会、広島県二輪車普及安全協会、一般社団法人 日本自動車連盟広島支部、公益社団法人 広島県バス協会、一般社団法人 広島県タクシー協会、広島県個人タクシー協会、公益社団法人 広島県トラック協会、公益財団法人 広島県老人クラブ連合会、自動車安全運転センター広島県事務所

交通安全運動協賛・後援団体（順序不同）

協賛団体（75団体）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会広島県支部、広島県観光連盟、広島県PTA連合会、中国地方鉄道協会、広島駐車協会、広島地方通運業連盟、広島県レンタカー協会、軽自動車検査協会広島主管事務所、広島県生命保険協会、広島県医師会、日本道路交通情報センター広島センター、広島県自転車協同組合、損害保険料率算出機構広島自賠責損害調査事務所、広島県社会福祉協議会、広島県身体障害者団体連合会、広島県リハビリテーション協会、広島県歯科医師会、広島県消防協会、日本建設業連合会中国支部、広島県公立高等学校長協会、広島県高等学校PTA連合会、広島県農業協同組合中央会、日本道路建設業協会中国支部、広島県建設工業協会、広島県土木協会、広島県建設業協会連合会、広島県労働基準協会、建設業労働災害防止協会広島県支部、日本損害保険協会中国支部、広島県公民館連合会、広島県地域女性団体連絡協議会、海上保安協会広島地方本部、中国旅客船協会連合会、中国地方海運組合連合会、広島県ろうあ連盟、広島県肢体障害者連合会、広島県私立中学高等学校協会、広島県保育連盟連合会、広島県私立幼稚園連盟、広島県自動車販売・整備団体交通安全対策推進協議会、広島県青年連合会、広島青年会議所、青少年育成広島県民会議、広島県少年団体協議会、青少年赤十字広島県指導者協議会、広島県自動車教習所協会、全国共済農業協同組合連合会広島県本部、広島県公立中学校長会、広島県中小企業団体中央会、広島県二輪自動車協同組合、広島県経営者協会、広島県商工会連合会、広島県商店街振興組合連合会、広島弁護士会、日弁連交通事故相談センター広島県支部、日本郵便株式会社中国支社、広島県生活衛生同業組合連合会、広島県石油商業組合、自動車事故対策機構広島主管支所、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県視覚障害者団体連合会、広島県高速道路交通安全協議会、ひろしまこども夢財団、全標協広島県協会、広島市地域女性団体連絡協議会、広島市交通安全母の会、広島県小売酒販組合連合会、日本二輪車普及安全協会広島支所、広島県商工会議所連合会、広島県人権擁護委員連合会、広島県連合小学校長会、広島県行政書士会、マツダグループ交通安全普及協会連合会、日本スポーツ振興センター広島支所、広島県広島市道路利用者会議

後援団体（17団体）

中国新聞社、朝日新聞社広島総局、毎日新聞広島支局、読売新聞社広島総局、産業経済新聞社広島総局、日本経済新聞社広島支局、山陽新聞社広島支社、日刊工業新聞社広島総局、共同通信社広島支局、時事通信社広島支社、NHK 広島放送局、中国放送、広島テレビ放送、広島ホームテレビ、テレビ新広島、デイリースポーツ広島支社、広島エフエム放送